

# あつぎ市民交流プラザの利用基準及び注意事項

## 1 利用基準

- (1) 公共施設予約システム登録団体
- (2) 公共施設予約システム登録資格に適合する団体
- (3) 個人
- (4) 公共施設予約システム登録外団体
- (5) 市外の方

## 2 利用申込みの方法

- (1) 公共施設予約システム登録団体  
別紙、プラザ利用方法をご覧ください。
- (2) 公共施設予約システム登録資格に適合する団体  
ア 別紙、プラザ利用方法をご覧ください。  
イ 別紙、公共施設予約システム利用登録をご覧ください。
- (3) 個人、公共施設予約システム登録外団体、市外の方等  
公共施設予約システム抽選日の翌日午前9時以降、窓口及び電話で予約を承ります。  
詳しくは、施設の利用に関する問い合わせ先までご連絡ください。

## 3 利用上の注意

- (1) 全室で飲食ができます。(アルコール類を除きます) ゴミはお持ち帰りください。
- (2) コピー機(1枚10円)、リソグラフ(用紙持ち込みで100枚まで50円)をご利用いただけます。
- (3) 貸出ロッカーをご利用いただけます。(1箇所500円。団体のみ。希望者多数の場合は、抽選。)
- (4) 更衣室は7階に設置しています。(男女兼用、コインロッカー有り)
- (5) 小学生以下の方が利用するときや、中学生が午後6時以降に利用するときは、保護者の方の同伴をお願いします。
- (6) 台車を利用する場合は、業務用エレベーターをご利用ください。(要事前申込み)

## 4 その他注意事項

- (1) 使用目的以外の目的に施設又は設備を使用しないこと。
- (2) 許可された使用の権利を譲渡し、若しくは転貸しないこと。
- (3) 附属設備を許可なくプラザ外に持ち出さないこと。
- (4) 許可された施設又は設備以外を使用しないこと。
- (5) 許可なく火気を使用しないこと。
- (6) 許可なくプラザ内に立看板、貼り紙等をしないこと。

- (7) 許可なくペット等の動物（補助犬を除く。）を持ち込まないこと。
- (8) 定められた場所以外で飲食又は喫煙をしないこと。
- (9) 許可なく営利を目的とする行為又は金品の寄附募集を行わないこと。
- (10) 危険又は不潔な物品を持ち込まないこと。
- (11) 定員を超えて入場させないこと。
- (12) 騒音、怒声等を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (13) 関係職員の指示に従うこと。

## **5 開館時間**

午前9時から午後10時まで

## **6 休館日**

- (1) 年末年始（12月29日から1月3日まで）
- (2) その他、臨時休館日

## **7 施設の利用に関する問い合わせ先**

厚木市市民交流部生涯学習課

電話 046-225-2510

(別紙)

## 1 公共施設予約システム利用登録

### (1) あつぎ市民交流プラザの登録資格

ア 代表者が16歳以上である5人以上の団体で、構成員の過半数が厚木市内、愛川町内又は清川村内に居住し、通勤し、若しくは通学する者で構成されていること。

イ 厚木市内、愛川町内又は清川村内に事務所、営業所等のある法人、労働組合

### (2) 申請に必要な書類

ア 公共施設予約システム利用団体登録申請書

イ 公共施設予約システム共通団体登録名簿（全員の氏名、住所、年齢（年代）、勤務地、学校区）

※法人及び労働組合の場合は、所在地が分かる書類・名刺等

### (3) 登録有効期間

新規登録：登録した日から3年間（3年毎に更新）。

## 2 プラザ利用方法

### (1) 申込み

・公共施設予約システムを利用してインターネットから申し込みます。

### (2) 1箇月当たりの抽選申込回数及び利用回数

・各施設月5回までとします。

※当日、翌日、翌々日のインターネット予約及び窓口申請による予約については、制限回数を超えて申し込むことができます。

### (3) 当日までの流れ

ア ルーム、スタジオ、和室等

・抽選申込受付：利用日の3箇月前の1日から末日まで

・抽選日：利用日の2箇月前の1日（コンピュータによる自動抽選）

イ amyu スタジオ

・抽選申込受付：利用日の12箇月前の1日から末日まで

・抽選日：利用日の11箇月前の1日（コンピュータによる自動抽選）

ウ 共通事項

・抽選結果確認：抽選日の翌日

・当選したら：抽選日の翌日からその月の末日までの間に当選確定処理をしてください。この間に当選確定処理をしない場合は、自動キャンセルとなります。

・空き施設の予約：抽選日翌日の午前9時から予約ができます。（先着順）

・キャンセルの場合：インターネットから予約の方はインターネットにて、電話又は窓口で予約の方は電話又は窓口にて取消処理を行ってください。利用日の6日前からのキャンセルについては、ペナルティが付加され3点累積で翌月1箇月間利用制限されます。

### 3 使用料の免除

(1) 市が主催する行事等のために使用する場合 100分の100

(2) 市が共催する行事等のために使用する場合 100分の50

・ 減免申請する場合は、共催承認通知書の写しを提出していただきます。

(3) 29歳以下の学生で、厚木市内、愛川町内又は清川村内に居住若しくは通学する者又は過半数がこれらの者で構成される団体がプラザを使用する場合（営利目的を除く）

100分の50

・ 学生の確認は、構成員のうち1人の学生証（小学生は保険証（コピー可）等）を確認します。